

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成27年6月16日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 10時20分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	相馬 欣行 大山 学 米谷 政久 中山真由美 安藤 玄一 小沼 富夫 国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (5人)	経済環境部長 (志村功) 市街地整備担当部長 (高尾知幸) 経済環境部参事 (兼) 商工観光振興課長 (安藤隆幸) 新産業拠点整備課長 (足立勝巳) 商工観光振興課副主幹 (桑原豊)
7 傍 聴 者	2人
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 3 1 号 伊勢原市企業立地促進条例の一部を改正する条例
について

結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

それでは「議案第 3 1 号、伊勢原市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきましては本会議の際、細部にわたって説明されていますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【安藤玄一議員】 それでは、伊勢原市企業立地促進条例の一部改正につきまして何点か質問させていただきたいと思います。

本案件については優遇措置の拡充や適用期限の延長等、理解する部分が多々あると思う中で、私がお聞きしたいのは、今回の東部第二土地区画整理事業への企業誘致について、今まで企業に対してどのようなアプローチをしてきたのかということがまず 1 点。

2 点目、ロボット関連企業と医療関連企業に対しては何か特別なアプローチをしたのでしょうか。

また 3 点目、現在、それら何社ぐらいの企業が手を挙げてきているのか、その 3 点についてまずお聞きしたいと思います。

○新産業拠点整備課長【足立勝巳】 今の質問についてお答えさせていただきます。

市としましては、昨年度から準備組合の中で企業誘致について事業協力者のフジタが企業へのダイレクトメールを 5 万 1 0 0 0 社程度行っております。市としましては、平成 2 7 年 1 月からロボット関連企業につきましては、県から情報をいただきまして、関連企業 9 0 社へのダイレクトメールを発送しています。あと平成 2 6 年秋からは市内企業に対しまして、市の商工会を通じまして 4 回の説明会を実施して、この区画整理事業につきましての企業に対してのアプローチをしてございます。

ロボット産業特区に関係するものにつきましては、先ほど述べました 9 0 社へのダイレクトメールでございます。

現在何社が手を挙げてきているかということにつきましては、今市内企業 9 社を含めまして、1 9 社からの進出意向書の提出を受けてございます。

○委員【安藤玄一議員】 ありがとうございます。まず 1 9 社手を挙げていら

っしゃるといふんですけれども、その中に戦略産業は何件くらいあるのかというのがまず1点。

また、この条例が可決された後に何か新たな営業の戦略があるのか、そういった部分についてもお聞かせいただければと思います。

まずその2点、お聞かせください。

○新産業拠点整備課長【足立勝巳】 現在、戦略産業としての対象企業はまだありません。ただ、今後、現在もなんですけれども、神奈川県産業振興課を主体とする神奈川県企業誘致促進協議会が発行しています、神奈川立地ニュース等を通じて情報発信を続けておりまして、継続的に戦略産業の立地に向けて企業誘致を進めてまいりたいと思っております。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 本条例が可決された後の新たな営業活動ということでございますけれども、今話しましたように、神奈川県企業誘致促進協議会の中に地域産業プロジェクトというものがあるんですけれども、そちらに今年度新たに加盟しまして、このプロジェクトに参加することで、こういう企業立地神奈川という冊子をつくっていただきます。この中に新たな産業用地をPRしていただくことと、あとは特別にプロジェクトの地図を作成していただけますので、こういうものをうまく使って新しい営業活動をしていきたいと思っております。この冊子とか地図は県内の金融機関とか、見本市や展示会などで冊子を置いたりすることもできますので、そういう新たなチャンネルを使って企業誘致を進めていければと思っております。

○委員【安藤玄一議員】 ありがとうございます。今回の条例に関しては、基本的には一定の税収や雇用が見込まれると判断できる企業ならば、現在19社あるということなんすけれども、ロボットや戦略産業に固執する必要はないとも思うんですけれども、そのあたり、いつごろまで引っ張るといふか、戦略産業が来てくれればそれに越したことはないんですけれども、現在ゼロ社ということなんすけれども、そこに特化した考えといふのはいつごろまで考えていくお考えなのか。それとも、ある程度雇用やそういった税収が見込まれる企業であるならば、ある程度の妥協点といふものも考えていらっしゃるのか。その辺、最後にお聞かせください。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 おっしゃるとおりなんすけれども、企業立地といふものは、新たな雇用や安定的な税収をすることが目的であります。伊勢原市は、今回さがみロボット産業特区に指定されております。そういうことで、特区のメリットを活用して、できましたらロボット産業や本市の特徴であります、進んだ医療関係、現在そういう企業が市内にございませんので、そういうところが新たに立地することで、関連企業の誘致につながりますので、行く行くは地域経済への効果や雇用を生むことができるのではないかと考えています。

○市街地整備担当部長【高尾知幸】 組合の設立が4月29日にされまして、地権者の皆さんは一日も早く企業の確定をしてほしいというふうに望んでおられます。仮換地指定といひまして、皆さんの土地をここに移して、皆さんが希望す

る、貸したり売ったり、そういった確定作業をこの夏ぐらいからやっていかなきゃいけないということで、今、進出企業19社ございますが、その19社が希望する意向内容、買いたいのか、それとも借りたいのか。または地権者が売りたいのか、または貸したいのか。そういった意向のマッチングをこの秋ぐらいにやっていかなきゃいけないということで、秋から年末までにかけて、ある程度、まず第1弾としての企業立地の確定はしていかなきゃいけない。ただ、100%がマッチングできるかという点、なかなか難しいとも考えています。そうなると、継続的な企業誘致活動も必要になってくる。この事業の中で、リミットとしては、仮換地指定が来年秋ごろを予定していますので、秋までには確定していかないとその後の工事等にも影響しますので、そういった時間的制約はありますけれども、来年秋ぐらいまでは継続して企業誘致を続けていきたいと考えています。

○委員【国島正富議員】 引き続き質問をさせていただきます。まず、条例の条文に対する質問を何点かいたします。今回の企業立地促進条例の一部を改正する条例の提案ですけれども、第2条の第1号で指定地域として、アで伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定する伊勢原市東部工業団地地区整備計画区域を削除され、土地区画整理法に基づく伊勢原都市計画土地区画整理事業伊勢原市東部第二土地区画整理事業の施行地域とされましたが、改正条例では事業の基本法を土地区画整理法から、昭和29年の施行が前提となっていると思いますが、本条例では伊勢原市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例を、これも昭和63年施行のものをベースとして条例設定されたんですけれども、その辺のところの条例の改正された理由についてお聞きいたします。もともとの条例を廃止して、新たな条例でされなかったのかどうか。

○経済環境部長【志村功】 対象となる区域の変更を行ったんですが、対象となる区域の区域を規定する根拠法令が異なるということでご理解いただければと思います。東部のほうは地区計画をかけておりましたので、それが冠に来ていますけれども、今度の東部第二についてはまだ地区計画をかけておりませんので、土地区画整理法に規定するというふうな冠、根拠法令が規定されているということでご理解いただければと思います。

○委員【国島正富議員】 2条の(2)の戦略産業について、アでロボット関連産業、統計法に規定する製造業について、具体的な対象業種、いわゆる統計法、本法ではどのようなものがそのところに規定されているのか、ちょっと確認したいと思います。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 ロボット関連産業、製造業なんですけれども、センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素を持つロボット及び関連する製品の製造に関する事業を想定しております。

○委員【国島正富議員】 今回のこの企業立地に関してロボット産業、いろいろな条例の中にも具体的な事業が盛り込まれていますけれども、特に伊勢原は、農業ロボット関連企業というものが今後かなり見込まれると思うんですけれども、農業ロボット関連企業というものは、どの条例の中で、どの区分の中で考えら

れるのか。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 これは大きくくりまして、ロボット関連産業ということで位置づけております。

○委員【国島正富議員】 ロボット産業の中でも農業も入れるということですね。そうすると、いろいろな関係のものがそこで考えられるということですね。わかりました。

引き続き第4条の固定資産税の不均一課税を、固定資産税及び都市計画税の課税免除または不均一課税と都市計画税の課税免除が追加されましたが、具体的事例をもって説明をお願いしたいと思います。また、その理由をお聞きします。

私の認識違いかもしれませんが、都市計画税について課税免除と不均一課税についてのご説明をお願いいたします。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 まず、優遇措置の関係でございますけれども、具体的に申し上げますと、東部第二土地区画整理事業区域、指定地区のアですけれども、ここにおきましては、特に産業集積の推進を図る。先ほどお話ししました戦略産業につきましては固定資産税及び都市計画税を5年間、課税免除という話でございます。それと同じく指定地域アにおきましては経済効果や雇用創出が期待できる、いわゆる製造業に関しましては3年間の課税免除とその後の2年間は5分の4の減税ということで優遇の拡充を図っております。

また、指定地域アにおける運輸業や卸売業等につきましてはその他の地域と同様の、現行の、継続して5年間の5分の4の減税という形でございます。

○委員【国島正富議員】 今説明もありましたけれども、まず、5条の(1)で、戦略産業、今言われたように、5年間。適用業種のほうで第1種適用業種3年間、製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービスとされています。2項では第2種適用業種は5年間、第3種適用業種は5年間と、業種によってその適用期間が違いますけれども、まず、第1種適用業種3年間とされた理由についてお聞きします。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 製造業でよろしいですか。(「はい」の声あり) 特に東部第二のところに製造業を中心に持ってきたいという話がございます。現行の歌川産業スクエアの企業立地に合わせて策定されたことから、立地意向を表明していることが多く、今回、製造業に特化して特に優遇させていただきたいということで、3年間は免税ということに特段いたしました。

○委員【国島正富議員】 その後は2年間で5分の4とさっき説明したんですが、それで理解してよろしいんですか。

もう1つ、第11条で、奨励措置を取り消したとき、当該、奨励措置の適用を受けた固定資産税等の全部もしくは一部を納付させ、または既に交付した雇用促進奨励金の全部もしくは一部を返還させることができると定められておりますけれども、東部工業団地の転出企業は21社の中で2社が転出と聞き及んでおりますけれども、この条例の中で操業を廃止または休止したときとなっておりますけれども、この項目がその2社には適用されたのか、されなかったのか。また、そ

の理由についてもお聞きいたします。

○商工観光振興課副主幹【桑原豊】 今のご質問につきましては、2社については適用取り消しになっております。なので、1社については4年間、1社については3年間以降の減税がなくなっております。

○委員【国島正富議員】 この2社がどういう形の中であそこの団地の中から転出されたのか、その辺のところがわかれば。理由が。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 詳しい理由は企業のほうで突然いなくなったりしますので、把握はしていません。（「了解しました」の声あり）

○委員【大山学議員】 本会議場でも、また本委員会でもいろいろ質疑の中で答弁もいただいているところですが、先ほど部長も言いましたけれども、本条例の改正ということは雇用の創出だったり、安定的な法人税の確保というところが目標だと思うんですけれども、目標を達するためには、物流倉庫みたいなのではなくて、ロボットの産業とか、戦略産業に特化した誘致をしたいという姿勢はいいんですけれども、本条例が企業にとって本当に魅力的なのかというところが一番問題なのかなと思っておりますので、まず、その考え方を伺います。

それから、先ほど安藤委員が言っていましたけれども、アプローチの方法ということで、ダイレクトメールを各企業に出したよと。それから、県のほうの地図において本条例が可決されたときに記載してもらって、情報発信に努めるということをしていましたけれども、企業がもし何か触手を動かすというか、興味を持ったときには、やはり積極的なアプローチが必要だと思うんですよ。例えば市長なり、副市長なり、部長なりというのが直接企業に乗り込んで、乗り込むというか、企業を訪問して伊勢原市はこんなようなメリットがあるんだよというような説明をするという考え方も必要かなと思うんですけれども、そのアプローチ、トップのセールス、それから進出したいような企業がもしあると、その情報収集とかはどのような対応をなされているのかというのを質問いたします。

○経済環境部参事【安藤隆幸】 他市と比べての関係でございますけれども、他市の中には不均一課税以外に奨励金等を出しているところも事実ございます。ただ、私ども、同一年度に企業立地が集中した場合に、分割交付などを含め、財政的な負担が大きいことから、今回課税免除への拡大を選択したものでございます。課税免除にしました結果、ほかの市町村の奨励金を出すぐらいの分の対応になっておりますので、ほかの市町村と比べまして遜色のないものと考えております。

あと、企業が来たときという話なんですけれども、今、市長の企業訪問というものを定期的に我々と一緒に各企業さんに行って、その状況を聞きながら、企業誘致の話をさせていただいております。また、ほかからそういう情報があったときにも、まず私のほうか、新産業拠点整備課、どちらかがすぐ行って、状況を確認しながら、随時理事者のほうには報告をさせていただいております。

○経済環境部長【志村功】 企業誘致の具体的な戦略についてのお尋ねでございますが、我々の側からの情報発信、こういった用地があるから、ぜひ進出して

いただきたい。そのためにはこういうインセンティブを用意しましたといったご説明はもちろんなんですが、それを受けて触手といいますか、興味を持ったところというのは口コミが非常に多うございます。各企業、市内の企業から聞いたとか、また、企業から我々の側にもたらされる情報とか、口コミで企業間でやりとりされる情報が非常に多うございます。そういったものを我々も敏感にキャッチいたしまして、キャッチいたしましたら、即座に反応いたしまして、こちらから出向いて行って、お話を伺って、さらに必要であれば、市長が出向いて行って、トップセールスに努めるというようなことにも取り組んでおりますし、その敏感な情報を得るためにも今言いましたように、市長が市内の各企業を回った中で、こういったものを用意しているので、ぜひというふうなお話をさせていただいたことで反応しているということが非常に多うございますので、そういう意味で我々も一緒になって企業の誘致に努めているといったところでご理解いただければと思います。

○委員【大山学議員】 ありがとうございます。情報発信とかアプローチの方法は了解しましたけれども、新たに伊勢原市にとって魅力的な企業が進出するような動きを見せたときに、新たなインフラ整備が必要な企業が伊勢原市に進出したいよというようなことがあった場合には、ケース・バイ・ケースで答えられないでしょうけれども、そのような新たなインフラ整備の考え方があるのか、それに対応するような柔軟性を持った対応をするのかというのをお伺いいたします。

○市街地整備担当部長【高尾知幸】 新たなインフラ整備をしての企業誘致という中では、ご存じのとおり、北インター周辺地区において上粕屋地区において、土地利用研究会を平成21年4月に発足して土地利用を検討しております。次回の新たな産業用地としては上粕屋地区が候補地として挙げられるわけです。そういった中で、こういった企業誘致の戦略についても、早期に戦略を立てて、上粕屋地区の企業誘致にもつなげていきたいというふうに考えております。

○委員【国島正富議員】 先ほどからのやりとりの中で、今回の成瀬の新たな東部第二土地区画整理事業が、あの場所に決定したわけですがけれども、その前提となる、土地利用に関して市長は今まで、非常に難しい、工業団地づくりが暗礁に乗り上げていると。そんな話の中で、県の産業ロボットという特区の1つに入ったために、工業団地づくりが今進んでいると認識しているんですけども、今のやりとりの中では、それがもっと飛躍して、そこである程度の規制されている、今回の条例で適用される優遇措置が規定されていますけれども、この条例の中に。その辺のところをちょっと確認したいんですけども、この条例の中ではあくまでも工業用地として、ここでもありますけれども、小売業なんかの全業種を除くようなことになっていきますけれども、その辺は当然事業系以外はだめだよというところですか、いろいろな細かいところもあるんですけども、拡大解釈、それは最終的には市長の判断に頼らなければいけないとは言いつつも、あそこの産業用地の誘致企業の、どうしてもだめだよというところがわかれば、まず説明願いたいと思います。

○新産業拠点整備課長【足立勝巳】 産業用立地という形で土地をまず探すときに、伊勢原市の中で都市計画という制度で土地が制限されています。現在、進めているのが市街化調整区域に新たに産業用地をとということで、まず都市計画の手続から全体に入って行って、適地はどこかというところで事業を展開してございます。都市計画区域に編入していくという都市計画法の手続を踏む中で、じゃ、今の時代で、どういったところが都市計画として新たに編入できるかというのが第一に入っております。今、人口が減少してくるという時代になっていまして、神奈川県でも伊勢原市の新東名とかの広域幹線道路のポテンシャルであったり、今言われた産業ロボット系の特区や医療関係の制度については今後も展開が見込めるだろうということが前提にありまして、そちらを主に新しい市街化区域に編入できるということで用途地域等を今回の東部第二区域につきましては、工業専用地域というもので、まずは都市計画をいただいている関係で、その中で入れる業態というのがある程度絞られてきます。今後の変更というのも協議しなくてはいけないんですけれども、まず大前提が、市街化区域に新たに入れるためにはどういった用途地域でということから入っていきますので、こういう状況になってございます。（「了解しました」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【安藤玄一議員】 伊勢原市企業立地促進条例の一部改正につきまして意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の条例改正については、今後の伊勢原の財政を担う起爆剤としての期待を託す条例になるかと考えます。他市においても財源確保の施策についてはそれぞれ頭を悩ます課題であると思っておりますが、補助金交付などを有効に活用しながら、知恵を絞って企業誘致体制及び誘致活動の強化、サービス拡充に取り組んでおります。しかし、各自治体の取り組み姿勢、活動状況にばらつきがあり、企業誘致の実績に格差が見られます。誘致実績は必ずしも補助金額や優遇措置に比例しているわけではなく、見方を変えると、企業側が誘致に対する自治体サービスだけを基準に企業立地を決定しているわけではないということが言えるかと思っております。

他市の成功例を見ますと、自治体トップ、首長の企業誘致に対する熱意、積極性が必要不可欠だと考えますし、その思いが企業誘致にかかる組織の強化につながり、結果、実績に結びついているように思われます。また、自治体のサービス内容等について実際に説明し、地元をアピールするのは市の職員の皆様でありますので、日ごろからの情報収集や地道な努力についてもお願いしたいところでございます。本市が企業経営におけるメリットが大きいという部分を強調するだけでなく、そこで働いている社員の皆様や家族にとっても、交通、文化、生活、教育などの面で、どのように伊勢原市がすばらしい地域であるかをトップから企業誘致に携わる担当者の皆様一人一人に至るまで、どこまで熱意を持ってアピールできるか、誘致に向けて真摯な支援、協力ができるかが企業誘致成功のためのポ

イントであると考えます。

今後とも本市の熱意、創造力、実行力を最大限に発揮し、総合力を持って企業誘致に邁進していただくことを期待し、本条例改正案への賛成意見とさせていただきます。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了といたします。

それでは、暫時休憩いたします。委員の方はそのままお待ちください。執行者の皆様、ご苦労さまでした。

午前 10 時 1 分 休憩

議 題 陳情第 1 号 神奈川県最低賃金改定等についての陳情
結 果 採 択

○委員長【相馬欣行議員】 再開いたします。次に「陳情第 1 号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【安藤玄一議員】 それでは、陳情第 1 号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

仕事は賃金を得るための生活の糧であり、個々の暮らしを支えるに当たって大変重要なものです。また、充実した生活や人生を歩む上での糧でもあり、仕事や労働にやりがいや生きがいを見出すことも人にとってとても大切な要素であると考えます。

日本は他国と比べて、一度社会からドロップアウトすると、全てが自己責任とされ、社会構造上では簡単にはい上がれないシステムになっているのが現状です。確かに最近では選ばなければ仕事はありますし、食べていければ何とかなるかとも思います。ただし、例えば 40 歳独身の方が会社の倒産であったり、突然のリストラに遭ったりして定職を失ったとします。ただ食いつないでいくだけの仕事でパートやアルバイトを点々とする。確かに食べてはいけるでしょう。しかし、そこから結婚して子どもをつくって、家庭を持つという夢を見ることができのでしょうか。35 歳以上になると、ハローワークに行っても正規社員の募集が皆無であることも現実なのであります。生活のため暮らしを支えるためにパートやアルバイトでの労働を余儀なくされている方もいらっしゃる中で、同じ仕事、あるいは同等に近い仕事をしているならばしっかりと仕事に見合ったお給料を支払う必要があるのではないのでしょうか。本陳情はそれに向けた第一歩であると考えます。

また、そうは言っても中小零細企業の経営が大変であるということも重々承知であります。よって、この陳情にも書かれているとおり、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取り組みによる価格転嫁等の実効性を上げるということが前提条件であり、不可欠であるとも考えます。

以上のようなことから、本陳情に賛成の意見とさせていただきます。

○委員【中山真由美議員】 それでは、陳情第 1 号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情に対し、賛成の立場から意見を述べます。

神奈川県は、平成 26 年 10 月 1 日、それまでの最低賃金 868 円を 887 円に賃上げする決定を行いました。これは平成 26 年 8 月 5 日付の中央最低賃金審査会で示された地域別最低賃金額改定の目安を受け、神奈川県地方最低賃金審査

会が答申し、神奈川県労働局にて関係労使からの異議申し立てに関する手続を経て正式に決定された金額であります。

最低賃金は、時間給で給与を受け取っている労働者にとって大変重要な指数であります。そして、その多くは非正規雇用労働者であり、その金額は正規雇用労働者との格差が問題となっており、また、生活保護を受けている人の収入との比較でこの給与体系で多く存在する低所得者の収入の低さも大きな社会問題となっております。

厚生労働省の非正規雇用の現状を示す資料の中には、有期契約労働者の現状として、総務省労働力調査詳細集計平成26年平均速報をもとに全国の役員を除く全労働者5240万人のうち非正規労働者は1962万人で、全体の37.4%となっており、この労働者の賃金上昇が社会へ与える影響の大きさを示しております。政府が実施してきましたデフレ脱却、景気回復の施策は大企業を中心に企業業績を回復させ、産業界に給与や賞与の引き上げなどをもたらし、景気の底上げが始まろうとしております。しかしながら、日本の労働者の9割以上が働いている中小零細企業のほとんどが現状では業績回復を実感しておりません。そういった現状での最低賃金引き上げはかなり厳しい背景があるのは想像できます。しかし、厳しい環境であるからこそ国民が幾ばくかの賃金上昇の結果を受けとめられれば、全体として購買意欲の向上が見込め、企業業績の回復が期待できると考えます。

さらに昨年3月の政府補正予算により決定したプレミアム付き商品券が本年度全国各地で実施予定となっていることもあわせれば、最低賃金の向上は景気回復のかなめとなることは間違いありません。長年企業は、単年度の業績が向上しても先行き不安を理由に従業員へ、その還元を行わず、内部留保を続けてきました。その結果が失われた20年と言われる構造不況の一因となってきたと考えます。この構造を変革しなければ負の連鎖は断ち切れません。

以上のことから、私は本陳情にある各種提言は大変意義あることと考え、これに賛成するものであります。

○委員【小沼富夫議員】 陳情第1号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

我が国の経済は大胆な金融政策、そしてまた、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略、3本の矢の一体的推進によりまして、景気は緩やかな回復基調にあり、物価動向、デフレ状況ではなくなっている状況でございます。また、円安によりますインバウンド消費の拡大や株式市場の活況はまさに日本経済の復活のあかしであると感じておるところであります。しかしながら、業績回復が堅調な大手企業を中心とした昨年を上回るベアを含む賃金の引き上げが行われましたが、中小企業や小規模事業者には大変厳しい経営環境にあると考えているところであります。そしてまた、最低賃金において都市部と地方との最低賃金の格差が大きいのも事実でありまして、地方創生が叫ばれる中で都市部への人口流入を加速しているようにも思われ、大変危惧しているところであります。

しかしながら、このような情勢下ではありますが、この陳情の趣旨にもありますように、経済の好循環の実現のためにも、神奈川県最低賃金の改定は必要であると考えているところであります。そして、同時に中小企業、小規模事業者における賃金引き上げの環境整備を進めなければならないとも考えています。しかしながら、中小企業や小規模事業者においては、昨今、円安により原材料の高騰やさまざまな経費の増大で大変苦しんでおられる状況であり、取引価格に適正に値上がり分を転嫁できるように対応する方向に一日も早くなってほしいと願っているところであります。

よって、陳情第1号につきましては採択いたしたいと考えます。

○委員【国島正富議員】 陳情第1号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情について、私の意見を申し上げます。

同趣旨陳情については毎年度提出され、今回の陳情趣旨は2点とされています。

(1)として、神奈川県最低賃金の諮問・改定については経済の好循環実現のため早期に行うこと。(2)中小・小規模事業者が経済の好循環を拡大させるために政労使会議で合意された取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取り組みによる価格転嫁等の実効性を上げるために強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップされることとされております。陳情理由で述べられているとおり、賃金の根幹をなす企業業績については、多くの中小零細事業者のうち商業、サービス産業、ものづくり関連業種等の事業者の業況は好転しないことを前提としており、全産業一律の最低賃金改定に無理があるとの認識のもとに提出されたと理解いたすものです。

現状の中小・小規模事業者の多くは、急激に進んだ円安とともに、海外の生産拠点で人件費上昇や原材料の不足等による値上げなど、仕入れ環境の大幅悪化が輸入価格の高騰に拍車をかけてきました。国内では東日本大震災後の原発の全面停止によるエネルギー政策の転換や原発の廃炉費用負担等、莫大な費用を利用価格に転嫁、電気関連事業者の経営環境の安定化が優先され、誤った受益者負担制度による公共料金の大幅値上げ等により事業者の自助努力では解決できないまま、事業運営の中で固定費が大幅に増加、単純に売価に転嫁できない小規模零細事業者が多いものづくり、商業、サービス業においては人件費縮減を経営戦略の第一と考えることは当然とも言えます。

雇用面においてもサービス関連事業に就労を望む求職者の中には内職的労働時間やサービス産業の一番人手の欲しい土日祭日の就労を望まず、労使間での就労時間のマッチングも厳しい状況下にあることも賃金水準を上げるための足かせとなってきたことも見逃せません。

以上のような営業環境に置かれているものづくり、商業、サービス業の実態を踏まえ、2005年4月2日開催の経済好循環実現に向けた政労使会議は、ものづくり、商業、サービス業界が抱える課題となっている業績向上策の根幹をなす価格転嫁による生産性の向上なくして就労者が望む賃上げへの取り組みは不可能であり、政治主導による新たな支援と協力策の整備に向けた議論を深める場とし

てきました。会議内容は、政府が進める経済成長による大手企業の賃金アップの成果を中小零細事業者に波及させること。サービス業や飲食業の賃上げについて、その成功企業に学ぶ経営手法の事例発表をもとに、今後どのように不況業種の底上げを図り、賃金の引き上げを図っていくのか等が議論されました。その結果、価格転嫁策とサービス業の生産性向上策が決定したという背景があるわけです。

神奈川県 lowest賃金額は、平成18年時給717円から19年736円と上昇。上昇率対前年2.65%から、20年766円、4.06%の増、平成26年度までの平均上昇率は2.428%であり、連合が今春闘で妥結した2.3%より高い上昇率と言えます。しかし、都道府県単位の最低賃金制度は、神奈川県の場合に限っても、政令市の横浜市や川崎市と郡部の市町村が一律に定められ、近隣県との線引きだけで神奈川県887円、静岡県765円、山梨県721円と、隣接する自治体の時給が最大266円、23%も差があることは、まさにお役所的制度であり、神奈川県内でも都市部と郡部間では大きな地域間格差があり、地方創生をめざす郡部の産業政策の根幹とも言える雇用者の人件費負担が大都市と最低賃金が同一であるがため、新たに進出の産業にとって大きな課題となるものと考えます。

最低賃金改定で中小零細事業者が安定した経営を背景にしっかりとした所得を確保するためには、仕入れ価格の上昇分や水道光熱費等の公共料金的大幅値上げ分等を販売価格に転嫁できる制度導入があって初めて賃金の引き上げに結びつくものと考えます。政府が進める継続的な経済の好循環につながる制度の早期確立こそ最低賃金引き上げにつながるものと考え、本陳情は採択いたしたいと思いません。

○委員【大山学議員】 今、4委員から意見が述べられました。まさにそのとおりだと思います。今日本の経済、雇用環境というのは非正規職員の割合が3分の1で、その中でワーキングプアという問題が顕在化しております。日本経済というのは内需で成り立っている国だと私自身は思っているもので、やはり経済の循環をするためには労働者の権利というのは、また、生活するためにも大切だなど思っております。しかしながら、別の側面として、日本は大企業ばかりではありません。中小企業、また個人営業とか商店とかいう、小さな経営母体という中では人件費が経営を圧迫しているというのも事実であります。その中で労働者の権利と中小企業また個人営業、その中の経営をどういうふうにはバランスをとるかというのが非常に大きな問題だと思っております。

今後雇用形態を日本の経済の中で見直す必要があるのかなと私自身は考えておりますけれども、これは地方議会の範疇を超える問題でありまして、ぜひとも国でこの問題に取り組んでいただきたいなと思っております。しかしながら、本陳情においては、最低賃金ということで、労働者の権利、また、ワーキングプアの解消という面に関しては非常に有効な陳情だと思っておりますので、陳情第1号、神奈川県最低賃金改定等についての陳情につきましては賛成いたします。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに発言はありませんか。（「進行」の声）な

しと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成27年6月16日

産業建設常任委員会
委員長 相馬欣行